

令和6年第2回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第1号～報告第3号 (降壇)
- 2 議案第37号～議案第41号
- 3 諮問第1号 (降壇)

令和6年6月3日提出

伊佐市長

令和6年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第1号から報告第3号までについて説明申し上げます。

まず、報告第1号「令和5年度伊佐市一般会計予算継続費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設事業の令和5年度の執行残額1億5,890万円を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第2号「令和5年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、新庁舎建設事業ほか23事業の総額10億9,029万8千円のうち7億7,733万2千円を令和6年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第3号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第29期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

令和6年3月末の給湯先件数は、昨年度同様15件ですが、給湯量は、1件の廃業により、昨年度比較で90リットル減の毎分635リットルであります。

業績につきましては、2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金384万6,483円及び売掛金3万3千円の合計387万9,483円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用8万円、未払法人税等7万1千円及び預り金7万2千円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益66万9,319円、当期純利益マイナス1万2,836円の合計387万9,483円であります。

次に、3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で186万6,800円であり、これから売上原価156万5,490円及び一般管理費24万3,193円を差し引いた営業損益は、5万8,117円の黒字になります。

この営業損益に営業外損益を加えた経常利益は5万8,164円となり、これから法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益は、マイナス1万2,836円となり、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、65万6,483円あります。

次に、4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は65万6,483円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、365万6,483円となります。

次に、第30期事業計画書の1ページをお開きください。

第30期事業計画書について説明申し上げます。

売上高は173万9千円を見込んでおります。

原価計は144万2千円、一般管理費は30万4千円、営業利益はマイナス7千円となり、これに法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益はマイナス7万8千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告3件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第37号から議案第41号まで並びに諮問第1号について説明申し上げます。

まず、議案第37号「令和6年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、議会だよりの表紙デザイン作成経費について、総務費につきましては、新庁舎建設に伴うネットワーク設計に要する経費について新たに措置しております。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について新たに措置したほか、布計鉦山鉦害防止事業の計画変更に伴う減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、経営改善の取組に必要な農業用機械等購入費用の補助に要する経費及び農業水路等の長寿命化に係る改修経費について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、防災行政無線基地局の修繕に要する経費について、教育費につきましては、市民スポーツ大会等の開催に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、分担金及び負担金、財産収入、繰入金、市債をもって充当し、国庫支出金及び県支出金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,138万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億5,554万2千円とするものであります。

このほか、地方債では、公共事業等について限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第38号「工事請負契約の締結」について説明申し上げます。

本件につきましては、防災行政無線を市内全域に整備するため「伊佐市280MHz帯デジタル同報無線システム整備工事」の指名競争入札を実施した結果、入札価格3億5,700万円に消費税を加算した価格、3億9,270万円「鹿児島市鴨池新町1番1号 株式会社九電工鹿児島支店」が落札し、5月15日に建設工事請負仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、災害時等における避難指示などの防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、デジタル同報無線システムとして、主配信局、副配信局、送信局及び屋外拡声子局を整備するものであります。

次に、議案第39号から議案第41号までの「財産の取得」について説明申し上げます。

議案第39号につきましては、280MHz帯デジタル同報無線システムからの情報を受信する戸別受信機を市内全世帯及び事業所に配布するため、当該戸別受信機を購入する仮契約を東京テレメッセージ株式会社と、議案第40号につきましては、初年度登録から21年を経過した第14分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を株式会社KSBと、議案第41号につきましては、初年度登録から26年を経過した第3分団篠原班の小型動力ポンプ積載車及び初年度登録から25年を経過した第4分団牛尾班の小型動力ポンプ積載車の更新に係る仮契約を株式会社ナカムラ消防化学鹿児島営業所と、それぞれ5月13日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります上園信行氏が本年9月30日をもって任期満了になることから、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

上園氏は令和3年から人権擁護委員を務めておられ、人格及び識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案5件、諮問1件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———